

基準に請求措置

「原価」の考え方整理
せ策「原価」の考え方整理
しわ寄せ「原価」の考え方整理
排除策「原価」の考え方整理

国土交通省は、工事の低価格受注による下請業者へのしわ寄せを排除する対策として、建設工事における「通常の原価」の考え方を示し、原価割れ受注をした業者を不当廉売で公正取引委員会に措置請求する際の基準として活用する。

現在、「優越的地位の乱用」については公取委がガイドラインを定めているが、「原価」については製造業向けの基準しかない。「不当に低い請負代金」の構成要件がいまいだったことから、同省はこれまで公取委に措置請求するとはながったが、基準を設けることでこれを可能にする。

同省が設置した「低価格受注問題検討委員会」（平林英勝座長）が27日の会合でまとめた報告書案で、6項目の対応策の中の1つとして盛り込まれた。

検討委が考え方を整理した「通常の原価」は、建設業の会計処理での「工事原価」とは異なり、▽直接工事費▽共通仮設費▽現場管理費▽利潤相当額を含まない一般管理費の合計額としている。

建設工事の場合、普工後に工事費が増減するの一般的なため、契約変更などが反映された最終的な請負額がこの「通常の原価」を下回っている。建設業法19条で禁止している「不当に低い請負代金」に該当するとして公取委に措置請求する。